

保険募集における 代理店賠償の必要性

御社に所属している代理店は大丈夫ですか？



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
一般社団法人 埼玉県損害保険代理業協会

平成26年1月23日 作成
平成29年5月25日 (埼玉代協改)
使用期限 平成29年12月31日

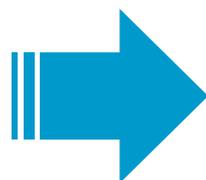
■ ■ 本日のキーワードは、



契約者からの被害申立て等に対する

『賠償資力確保の**必要性**』

何故？



保険代理業は、お客様から損害賠償を求められて、訴訟に発展するケースが潜在的にある業種である！！

■ ■ 保険募集に関する禁止行為 保険業法 第300条

怖いのは、

**「つい、うっかり」
でも、損害賠償リスク！！**

禁止行為とみなされた場合、それが、「つい、うっかり」の場合であったとしても、保険業法に抵触したとして、損害賠償を生じさせてしまうという事になります。

しかも、実態ベースでは代理店が損害賠償を請求されるケースの約9割がこの保険業法を根拠にしたものになっており、残る1割弱は民法を根拠にした損害賠償請求になっております。

■ ■ 保険代理店の責任 保険業法 第283条

保険業法第283条より抜粋

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について
保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(中略)

三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又は
その役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険
募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人
の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの
者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の
発生防止に努めたとき。

■ 保険代理店の責任 保険業法 第283条

代理店のミスは、所属保険会社の責任であると定めているが...

保険代理店が保険募集につき保険契約者に加えた損害は、保険業法283条で**所属保険会社が責任を負う**とされています。しかし、学説上は適用例は少ないと言えます、同条第2項では、『**保険会社が代理店委託につき相当の注意をし、かつ保険契約者に加えた損害発生防止に努めたにもかかわらず発生した損害**』については『**免責**』とされています。

■ ■ 求償権について 保険業法 第283条

保険業法第283条より抜粋

- 4 第一項の規定は所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する**求償権の行使を妨げない**。

求償権行使

上記同第4項において所属保険会社は代理店に対し求償権を行使できるとされています。つまり、保険会社が損害賠償金を支払った場合、代理店に対してその賠償金の何割かを請求できると定められています。

■■ 求償権について 保険業法 第283条

求償権の義務化？！

また、保険会社の求償権義務化については、平成25年開催の金融審議会WGの討論の中でも検討されています。今後、金融庁検査において、保険会社は代理店に求償しているのか？とした指摘が出てくるのではないかととも言われてます。

保険会社も

株主代表訴訟に耐えられない！！

更には、上記を踏まえて株主代表訴訟に発展する恐れもあると言われておりますので、保険会社としても適切に求償しないと経営責任を問われかねない厳しい時代となっております。

■ 法律上の責任と代理店賠償責任保険との関係性

民法

民事上の責任

第709条～ 不法行為責任
第415条～ 債務不履行責任
第1条 信義誠実の原則

保険業法

刑事上の責任 (懲役・罰金等)
行政上の責任 (業務停止等)

一部民事上の責任
(第283条による求償権等)

コンプライアンス上の問題で
代理店賠償の対象外

代理店賠償責任保険の対象

■ 民事上の責任

過失等により第三者に損害を与えた時の損害賠償金が該当する。
(謂れ無き賠償請求などへの防御費用も含まれます。)

■ 刑事上の責任

一般的に刑罰といわれるもので、懲役、罰金刑等が該当する

■ 行政上の責任

一般的に行政処分といわれるもので、交通事故の罰金・免許取消し等が該当する。

参考：保険募集に係わる損害賠償請求裁判例

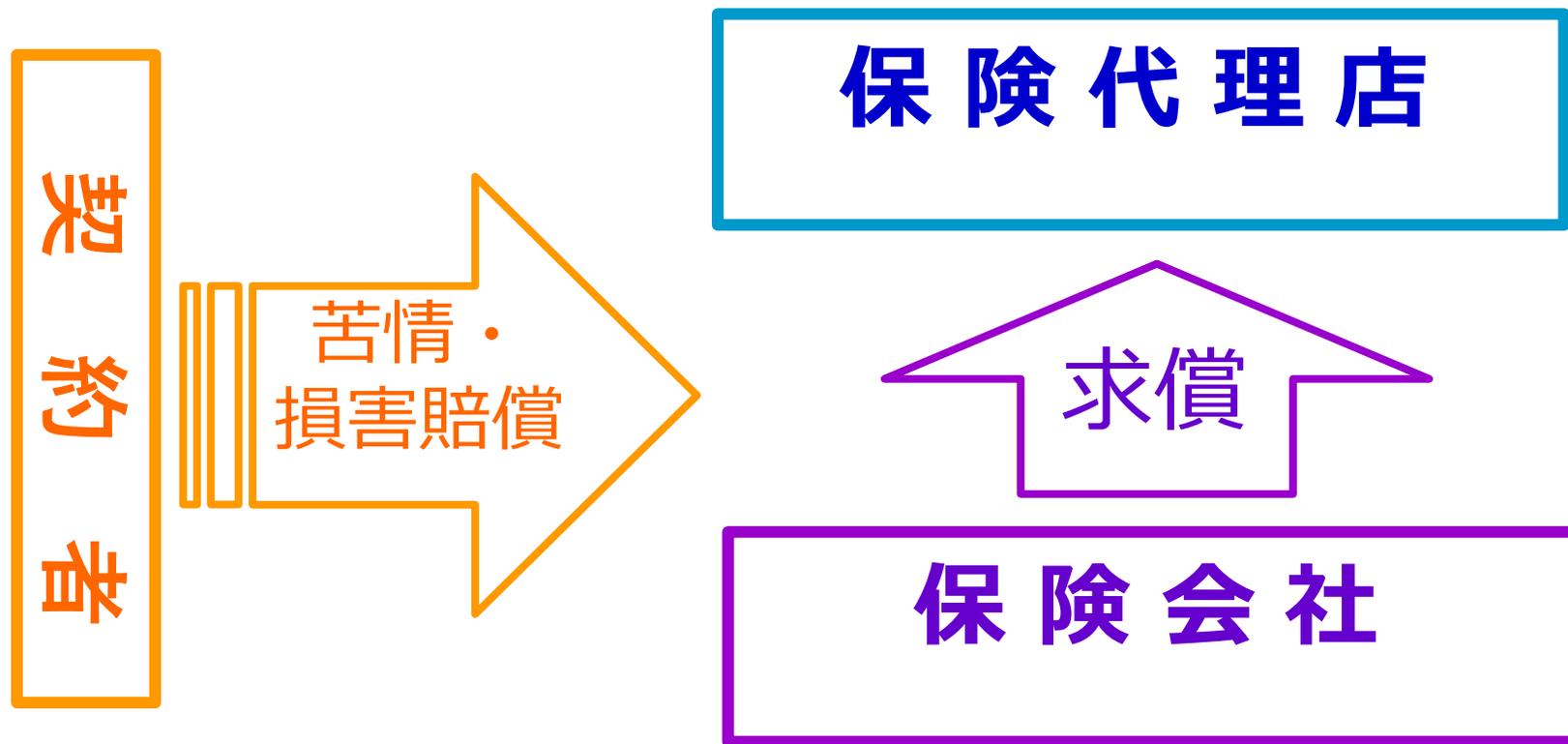
■ 保険会社及び代理店の責任とされた判決（保険業法300条・283条により）

判決日	裁判所	保険種目	原因となった募集行為	判決
H13.10.4	大阪高裁	自動車	更改申込書の保険料誤記 おすすりめ契約車両保険なし	認める(保険料の6割)
H14.11.6	名古屋地裁	店総	重要事項の告知義務違反(誤った説明)	認める(控訴⇒和解)
H15.12.9	最高裁	火災	免責条項、地震保険説明義務違反 (阪神淡路大震災)	否認(大阪高裁認める)

■ 代理店の責任とされた判決（民法1条により「信義誠実の原則」）

判決日	裁判所	保険種目	原因となった募集行為	判決
H6.3.11	東京地裁	自動車	満期更改契約締結 保険料未収 督促せず	20%の過失(110万円)
H8.8.22	松山地裁	店総・利益	満期案内はしたが、保険会社の引受け 不可の連絡はせず、満期日以降も放置	20%の過失(120万円)
H8.9.5	前橋地裁	火災	満期案内はしたが、更改確認なし	20%の過失(200万円)

❖❖ 最後に！！



お客様からは、**苦情・損害賠償**を求められ、保険会社からも**求償**を求められる時代であると危機感をもって業務にあたっていたきたいと思います。

■ ■ お読みいただきありがとうございます！！

保険を販売する我々だからこそ！！

万々に備え

「賠償資力の確保」

が必要だと考えております。

もう一度、所属している代理店様のご確認をお願い致します。

■ ■ お問い合わせは、埼玉代協事務局までお願いします！！

『代理店賠償』 『埼玉代協ご加入』 の
お問い合わせ先は、

埼玉県代協事務局



048-755-9261

当会、組織委員会がお伺いして、丁寧にご説明致します。
また、業務連絡会など、ご希望のお時間に合わせたご説明も行っております。お気軽にお問い合わせください。